

議案第 88 号

専決処分の承認を求めることについて

財産の取得について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年 10 月 26 日に別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

教育用可動式コンピュータを緊急に取得する必要性が生じ、令和 3 年 10 月 26 日に財産の取得について専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

- 1 名 称 教育用可動式コンピュータ
- 2 種 類 物品
- 3 数 量 517台
- 4 取得金額 28,926,925円